

京都経済の実態と経済政策について

【原田】日本共産党の原田完です。知事並びに関係理事者に質問いたします。

まず、京都経済の実態と経済政策についてです。

いま、京都の経済は深刻な不況に落ち込んでいます。京都府が商工会議所等の協力で実施し、11月13日に発表した景況調査は、その深刻さを浮き彫りにいたしました。

私は改めて、デフレと長期にわたる消費不況に陥っている経済状況が、どのように進んだのかを振り返り、その原因と京都経済の対策を伺いたいと思います。

知事もご存知のように、バブル経済が崩壊した後、大企業は労働者の大幅リストラと下請けへの負担転嫁で大きく業績回復しました。中小企業は苦しみながら、経営を守り地域経済への貢献を行ってきました。その苦境に追い打ちをかけたのが2008年のリーマンショックです。アメリカのサブプライムローン債権を、複雑な証券にして世界にばら撒かれ、その破たん金融危機を招き、世界経済の急激な衰退、金融不安となりました。日本はその影響を受け、輸出企業を中心に大幅な景気後退となり、さらに下請け中小企業はそのあおりを受けて、いっそう深刻な経営危機となりました。

このような動きの背景には、新自由主義に基づく小泉構造改革の行き過ぎた規制緩和と市場原理主義、大企業など強者の論理優先政治です。民主党政権も国民の期待を裏切り構造改革路線を踏襲し、労働法制の規制緩和で大企業では正規から非正規への置き換えが急速に進み、働く人々の収入は減り続け、平均年収はこの10年間で54万円の減少となり、消費は大きく落ち込みました。市場原理の徹底で、親企業から下請け企業への発注加工賃は切り下げられてきました。

さらに、円高対応で、いっそう下請けや現場労働者への痛みの押し付けが進んでいます。輸出企業は下請けへの転嫁にとどまらず、より労働力の安い海外へと生産拠点をシフトしています。

こうした結果、下請企業は仕事が減り、経営の維持さえ困難な状況となっているのが日本や京都経済の実態ではないでしょうか。知事として、今日の不況の原因・事態とその責任についてどのような認識でしょうか。お答えください。

デフレと急激な円高は、日本経済を疲弊させ輸出企業だけでなく、健全に経営している国内企業まで深刻な状態に追い込んでいます。

いま、家電メーカーが韓国企業との競争に負けて、売上げが激減となっています。同じ製品作りでも、韓国はウォン安で0.75倍に、日本は円高で1.5倍と価格差が2倍となり、競争できる状況でないのが、現実ではありませんか。

シャープやパナソニック等の大リストラが問題の民間調査機関の発表では、京都でもシャープの下請け企業が390社、その従業員が約1万8千人、パナソニックの一時仕入れ先が365社と京都経済と雇用に重大な影響が予測されています。

先日、国内での価格決定のプライスリーダー、リーディングカンパニーの専務と懇談をした時に、為替レートが安定し生産費に見合う価格とならなければ、大手商社が円高を利用し、海外の安い商品を輸入販売することで、国内企業も円高外圧の影響を受け、厳しい経営になってしまうと危機感を言われていました。

デフレ克服と円高対策は焦眉の課題です。経済の回復と発展させるには、内需を活発にすることが基本です。自民党が「無制限の金融緩和」と言っています。しかし、内需が冷え込みで、いくら金融緩和しても、企業の国内での設備投資にはまわらず、余ったお金が海外投資や投機マネーとなり、生産拠点の海外移転、原油や穀物の高騰を引き起こしているではありませんか。实体经济が悪いときに、金融経済にテコ入れすれば、景気が良くなるなどというのは、まったく逆立ちした議論です。この10年の金融緩和のもとで景気回復をしていないことが証明しています。デフレ不況から抜け出すためには、国民の所得を増やし、内需を活発にする政策に転換することが最大のカギです。知事はこの転換が必要だと

考えておられますか。お答えください。

中小企業は大企業の目先の利益確保の犠牲となり、急激な円高には、そのたびごとに下請け企業は工賃を切り下げられてきました。景気の後退はあっても、回復がないのが現在の状況です

金融円滑化法は、資金繰りに苦しむ中小企業の返済猶予、条件変更の求めに金融機関が応じ、資金繰りの救済措置がとられ、その後2回の延長が行われてきました。必死の思いで経営を維持し雇用を守ってきた中小零細企業の経営維持には、重要な役割を果たしてきたのです。

中小業者は善良です。1億円以上の大口借入先と1億円以下の協会保証付と思われる借り入れの事故率を見ても、中小零細企業の小口融資のほうが圧倒的に低く、苦しい中でも必死の思いで返済していることが統計数字上でも明らかとなっています。

民主党政権が厳しい景気後退局面のいま、金融円滑化法を打ち切ることは許されません。

政府は、円滑化法期限切れの「出口対策」として特別融資保証枠を創り、さらには企業再生機構・支援協議会による再生ファンドを2012年3月までに3000件の目標数を示しました。円滑化法の適用を受け条件変更を行なった企業全国約40万社に対し、活用実績がわずか165社、日本航空を先頭にほとんどが大企業であることを考えると、この事業再生ファンドの活用ができる中小企業は、ごく限定的です。

金融庁の銀行の検査指針では、再生計画作成で5年間の不良債権としない、実質的に継続というが、これまでのように金融庁への報告義務も罰則規定もなくなる。まさに足かせがなくなり、金融機関の一方的な基準での判断が優先し、条件変更の見直しで返済要求が強まり、条件変更や融資への要望を拒絶される事態が起きても、それを止めるための担保がありません。本当に厳しい中小企業が見捨てられないと保証できるでしょうか。

知事は金融機関と協議会を持って要請をしており、金融機関からも従前通りの対応となっていると言いますが、現に府南部で条件変更をしている中小零細業者に、円滑化法期限切れ前に、利息だけでなく、元金返済要求をすと言う話が金融機関から言われています。京都府は金融機関と協議会で、貸し渋り貸し剥がしなどは起きないと言いますが、現実には本店や本部と約束しても、府制度融資のいきいき経営支援融資の保証料軽減措置も、支店に行けば知らない支店があるのが実態です。儲け優先がすでに起きている。

現に条件変更内容と違う元金返済要求が起きている。この現実はどう応えるのかお答えください。これでは、不況の苦しみにへの支援ではなく、中小業者切捨てる政策ではありませんか。知事はこの現状をどのように認識していますか。

さて、私が相談を受けた西陣の企業は、この不況下で売り上げ減少の経営打開に、新規販路開拓をおこない、新しい商品作りに運転資金が必要となりました。しかし、銀行プロパーも制度融資も利用しており厳しい状況にある。商工会議所の再生支援協議会に持ち込んだが、経過観察をして、再度相談となり融資実施になりませんでした。

業界組合との相談で、ようやく組合の特別融資で当面の資金手当ては出来ましたが、このような企業の支援こそが政治の役割、行政の役割ではありませんか。厳しい経営環境のもと、下請け企業や従業員の雇用を守るため、自分の給与を減らし、自社に個人貸付して経営を守っている、キャッシュフローが必要な業者が本当に救われることこそが必要ではありませんか。国の言うリレーションシップ・バンキングで貸借や損益だけでなく、人物評価、企業評価、事業評価が求められるが、実際は損益等が優先と実態との乖離をどう思うのか、こういう企業支援をどうしようとするのかお答えください。

また、今議会で、府は円滑化法が期限切れ後の対策として、中小企業経営あんてい融資を創設、5号認定外業種も100%保証を実施としています。これは、私達が9月議会での質問や円滑化法延長を求める意見書討論、決算特別委員会等で求めてきた対策ですが、より実効性のある融資制度として運用の充実が必要です。

先程紹介した西陣の企業のような場合、厳しい経営実態にあるが、それでも真水の資金が必要な事業者で、借り入れが金融公庫も限度いっぱい、制度融資もほぼ限度額、条件変更を受けているような業者への融資が実施されるのか。このような企業が本当に救われる制度になっているのかお答えください。

深刻な不況にある中小企業への支援策として、融資での対応だけでなく京都府の緊急経済対策、仕事起こし対策が必要です。この間の経済対策は応援条例での認定を受けた強い企業だけの支援となっており、地域全体の底上げ対策を講じなければ、地域経済の疲弊を回復させることは出来ません。

自然エネルギー、再生可能エネルギー、間伐材の活用など、地域に根ざした環境産業や耐震に効果のある住宅改修など、地域内循環経済政策で中小企業に経済効果の高い施策への転換が必要ではありませんか。例えば北近畿太陽光発電促進普及協会が遊休地等を活用して小口発電のように地元建設業者が簡便に設置で仕事づくりや、丹後でピコ水力発電など地域での仕事起こしに貢献する。また、公共事業でも、地元業者への発注となる生活密着型にし、災害時や豪雪時の除雪などで貢献する、地域内の業者の経営が安定的に継続できるように、北部での振興局単位での入札など制度の改善、最低制限価格の引き上げ改善が必要です。

地域循環経済での経済効果を生む経済政策に切り替えることが必要ですが、知事はどのように対応しようとするのでしょうかお答えください。

【知事】 経済不況の要因とその中での経済振興というお話ですが、お話がありましたように、最近の景気というもの情勢の中で大きかったのは、リーマンショックですね。そしてその中で、今度は欧州にも波及して行って、経済不安を与える。それが円高の状況を生み出してきている。本来であれば東日本の大震災を受けて、厳しい条件にある日本が円高になることはないわけですけども、残念ながら、ギリシャとかスペインとかいろいろな国のほうの状況がもっと悪いために、相対的に日本がよいとなって円高になり、デフレになり、景気が後退してきているという現状があります。少し立ち直り始めたなどと思ったら、領土問題というまた難しい点が出てきている。こうしたことがいま複雑に絡みあっておりますし、国内ではやはり少子高齢化の進行の中で、安定成長という言葉は良いが、成長力が失われてきているという状況の中で、なかなか国民生活が改善に結びつかないという事態があります。こうした要素が複雑に絡みあっていく。また、グローバリズムによる海外流出とともに、アジアの大きな諸国が競争力をつけてきた。日本が得意としてきた分野にどんどん入ってきて、いまや携帯でも、我々が使っている携帯自身が韓国やそういったところの携帯、アメリカのソフトのスマホになっているという事実があるわけでありまして。こうした中で、本当に日本が活力ある地域として国としてしっかりと取り戻していくためには、今申し上げましたように、一つひとつの要因に対して、未来に向かって伸びる成長というもの認識した形で内需というもの、または、外需というものを起こしていかなければならないと思っております。内需というのが大切だと思うのですが、もともとバブルになったのは、ご存じのように日米構造協議でアメリカに内需を押し付けられたからではないですか。そのためにやっちゃったらバブルになってしまっただけで、とんでもないことになってしまった。ですから、いかに中身のある内需というものをつくっていくのかということが求められているのでありまして、私ども知事会のほうにおいても、こうした面から「日本再生の 12 カ条」や「グランドデザイン」の中でしっかりと地域自身が自立できるような、そういう外需というものを起こすべきだということをいま提案させていただいているところであります。そうでなければ、タコの上を歩くようなことをやっていけば、まさに共産主義国が陥ったように、国としては仲が良かったほうではないけれども、国としては存続ができなくなっちゃって、国が潰れてしまうということになって、壊れてしまうというような状況になってしまった。こういう一つを私たちは踏んではならないということは、申しあげておかなければならないと思っております。

今後とも京都府としましては、しっかりと内需についても、中小企業応援隊による育成型の中小企業振興や、さらに例えば、高齢化社会を見据えた新しい内需の振興、こうしたものを外需とともにバランス良く展開をして、成長力ある未来に希望のある京都経済をつくるように努力してまいりたいと考えております。

【田中商工労働観光部長】 中小企業対策についてであります。制度融資については、平成 16 年度から府の指定する金融機関の本支店を窓口として実施しているところであります。各機関においては、府の要綱に基づき、「いきいき割引」を含め、すべての制度について親切丁寧な対応をしているところであります。

金融機関の個々の窓口において、担当者がいっそう十分な対応ができるよう、引き続き内容の徹底を図ってまいります。

条件変更については、企業と金融機関との契約でございますので、契約内容を守るのは当然であり、この契約を破るようことはないと金融機関に確認しております。

厳しい状況に置かれている中小企業支援については、なにより重要なのは、企業それぞれの実情に応じた対応でございます。京都府においては、京都市や地元金融機関、保証協会等と連携し、あんしん借換融資、小規模企業おうえん融資、中小企業再生支援融資などの制度を活用し、金融支援だけでなく、経営改善等にむけての専門家派遣など、中小企業の状況に応じた育成型の伴走支援を行っており、制度融資等の施策がまさにセーフティネットとしての役割を果たしているものと考えております。

融資に関しましては、なにより必要なところに必要な資金が供給されることが重要であります。リレーションシップ・バンキングについては、地域金融機関で、以前から経営者のやる気や能力を評価するなど、中小企業に寄り添った対応をしていただいております、考え方のかい離はないと思っております。

今後も京都金融支援連絡協議会等を活用し、京都府としてもそうしたリレーションシップ・バンキングの考え方をいっそう徹底してまいります。

中小企業緊急経営あんてい融資については、これまで知事がお答えしておりますとおり、あんしん借換融資の対象からはずれる業種があっても、経営改善計画を作成していただくことによって、既存の100%保証をそのまま借り換えできるようにするものであります。

当然ながら、個々の融資については、企業と金融機関の間で契約していただくものでございますが、府としましては、このあんてい融資だけでなく、制度融資全体と日本政策金融公庫、商工中金といった政府系金融機関が連携し、最も適切な支援を行っていくこととしておりまして、これがまさに中小企業の経営を改善する力になるものと考えております。

今後も資金を必要とされている企業に円滑な資金供給がされるよう、オール京都の力でしっかり支援をしてまいります。

地域循環型経済については、知事から答弁がありましたとおり、育成型中小企業振興や内需型産業の誘致などの取り組みを進め、地域の中で需要を創出し、地域経済の発展を図っているところであります。

【原田】ご答弁いただきましたが、知事はいろいろといわれますが、今の構造改革路線、市場原理主義、究極の弱肉強食の経済の肯定です。さらに、地域循環経済への転換も、強い企業応援の域を出ない答弁に終始している。今こそ、経済政策の転換が必要であり、景気回復は望めないのは、この景気後退状況で明らかです。ぜひ多様性と新たな可能性に目を向け、地域循環経済の転換を図るべきです。このことは指摘しておきます。

あんてい融資は歓迎しますが、しかし、帝国データバンクの報告でも倒産件数は（11月に）18件も増加しています。円滑化法（の期限）が切れ、いっそう厳しくなると予測しています。先ほど紹介したような企業への支援の強化こそが必要であり、現に条件とは違う内容がいわれている事態がある、このことに対し、やっぱり、京都経済の下支えとなるように、さらなる検討が必要と思います。この融資制度のさらなる検討について、再度答弁を願います。

また、円滑化法の期限切れ以後、貸し渋り貸し剥がしが起きないように、協議会ではあくまでも善意での約束ごとであり、真に実効性のあるものになるよう府の努力を強く求めておきます。

【商工労働観光部長】制度融資についてですが、先ほども答弁させていただいたとおり、あんてい融資だけではなく、あんしん借換融資、小規模企業おうえん融資、中小企業再生支援融資等の制度を総合的に活用いたしまして、さらにまた、政府系金融機関等の施策もしっかり活用しまして、京都全体でしっかり中小企業の支援に全力を挙げているところであります。

【原田】京都府の支援施策が絵にかいた餅とならないよう、具体的、実践的に事業者支援となるように、ひき続き努力を求めて次の質問に移ります。

文化財保護と文化財保護・修復技術の継承問題について

【原田】次に文化財保護と文化財保護・修復技術の継承問題についてです。

京都の文化財修復技術は、日本一と誇れるものです。京都は、国宝や重要文化財、府指定文化財、特別保存地区など文化財の宝庫であり、その修復・維持の仕事は連綿と続きます。その技術は伝統的な職人の技術の集大成であり、京都だからこそ受け継がれてきた技術です。

ところが残念ながら最近の文化財補修、修復及び関連工事に大企業志向が強まり、京都の技術者・職人の仕事の機会が奪われ、京都の蓄積された知識と技術の消失の危機に直面しています。

国宝や重文は府の直轄ですが、府指定や文化財関連施設の工事は京都府を窓口として、文化財所有者に文科省からの補助となります。また関連工事等は文化財所有者の発注ですが、税金が投入されます。

このように、文化財の関連工事は準公共事業であり、地元企業の育成に責任を持つ京都府が文化財関連工事のコンサルタント、設計管理でかかわる企業に公契約大綱の趣旨に沿った、京都の事業者を活用する事、京都の職人、企業の文化財修復技術、文化財関連施設・設備等の工事技術の継承ができるよう助言、援助を行うべきではありませんか。また、京都府の助言で積極的活用が行政の姿勢ではありませんか。お答えください。

例えば、八幡市の石清水八幡の防火防犯設備工事の指名は4社でしたが、そのうち2社は、セコムの設備関係企業で、能美は株の51%、ニッタンは100%子会社になっています。これでは大企業のセコムのための入札のようになっているではありませんか。最近、大手大企業が、株の取得で実質的経営権を握っている企業がふえています。法人としては別であっても、資本系列では1企業の事態がある。これで公正な入札と言えるのでしょうか。

実質的にセコムが落札して、地元業者が下請け工事し、使われている設備機材は殆どが韓国の安いサムスンの機械が使われています。そして警備はセコムが独占となっているのが実態ではありませんか。京都の地元業者は下請けとなり、厳しい経営状況で技術や知識の継承、後継者の育成も出来ない事態となっています。京都の財産である文化財を京都で守ること。京都の技術で連綿と守り続けて行く上でこれまで関わってきた地元業者育成こそが必要ではありませんか。いかがですかお答えください。

また、建設交通部や総務部入札課は、官公需適格組合に構成員内に応札する業者が居ると入札の二重入札と入札から排除してきました。法人は別人格であり、資本系列もないものには厳しく対応し、官公需適格組合入札参加を私は何度も改善を求めてきました。中小企業・官公需適格組合には厳しく、その一方で岩清水八幡の例は、もっと許されない同じ資本に実質支配されている2社が入っている。この点でどこに整合性があるのか。大企業支配には厳しい規制と教徒の事業者育成する上でも適格組合の参加資格の改善が必要ではありませんかお答えください。

文化財の修復、維持の仕事は公契約大綱で地元企業の育成と工事発注に努めることとなっている。この基本姿勢に立ち返って、京都の連綿と引き継がれてきた、文化財の補修技術を次の世代に引き継ぎ、発展こそ京都府が果たさなければならない重要な仕事ではありませんか。

さらに今年に入って、漆・塗装・装飾工事で東日本を中心に事業展開している東京の業者が、日光東照宮の仕事が終わった途端に、京都の仕事を狙って、小さな事務所を構えただけで、京都での指名業者となりました。京都の地元の業者から、京都府に指名業者としないようにと要望が出されています。京都の漆・塗装・装飾工事の指名業者は現在3社だけですが、現時点では実績が不足しているため、指名を受けられないが、京仏具等の塗装や漆の業者は、東本願寺の須弥壇など立派な工事実績を持っています。その京都文化の継承者として、伝統地場産業者を文化財の修復工事の技術者育成、地元企業の工事に参画出来るように支援をし、業者への支援と振興策が必要ではありませんか。いかがですか。地元企業の育成・活用で府税の涵養にも貢献をするものであり、その姿勢を明確し示すべきではありませんか。いかがですか。文化財修復工事にかかわって何点かお聞きしましたが教育委員会及び関係部局からお答えください。

【田原教育長】 地元企業の活用についてであります。重要文化財、建造物修理などの京都の文化財保護技術は、地元京都の技術者や企業によって培われてきたものであります。このため、府教育委員会が実施する文化財修理工事につきましては、施工できる府内企業が極めて少ない桧皮葺（ひわだぶき）などの工事を除き、原則府内企業に発注しているところであります。

更に、議員ご照会の石清水八幡宮の防災設備工事などの文化財関連工事については、所有者が独自に発注されるものではありませんが、こうしたものを含めまして文化財所有者に対して公契約大綱の趣旨とするところを丁寧に説明し、文化財保護の観点から、修理技術の継承と地元企業の活用について、助言するなど配慮をしてきたところであります。

こうした所有者が独自に発注される工事につきましては、国や地方公共団体が発注する工事等に適用される官公需適格組合の対象とされていないところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に文化財の修復技術の継承についてであります。府内の伝統技能者が建具や金具の制作、瓦ぶきなど多くの分野で国の選定保存技術保持者に選定されていることから、京都府の文化財保存技術は、わが国の最高水準にあります。わが国を代表する、府内の文化財を保存していくためには、技能者や企業が有するそれらの技術を次の世代に確実に伝えることが大変重要でありますので、文化財の保存、修理事業や後継者養成、原材料確保についての研修などに取り組んできたところであります。

教育委員会といたしましては、今後とも世界に誇る本府の文化財保存と文化財保存技術の継承と共に、公契約大綱の趣旨を踏まえた地元企業の育成活用にもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

【原田・再質問】 指導しているといわれていますが、現実にはそうっていないというのが実態であり、だからこそ私も質問させていただいているので、とくに防火設備工事では、ほとんどの落札を能美が独善状態になっている。こういうことも含め、京都の事業者をどう育成するのか、ということが問われています。さらに、今度のいろいろな申請にあたっては、コンサル財団が対応していると、その時に教育委員会がしっかりとその趣旨と地元企業の活用することに取り組むかどうかということが必要であり、その再答弁を願いたいと思っております。

【教育長】 府が発注する修理工事におきます、府内企業の落札は金額ベースで約9割を維持しています。いずれにいたしましても、さきほど申し上げましたように、文化財保存修理の事業にあたりましては、保存技術の継承と地元企業の活用という視点で今後ともしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

【原田・指摘要望】 地元企業へのしっかりとした発注を行うこと。そしてそれが地域経済へ貢献する、何より文化財を守っていく上での京都の役割をしっかりと認識して、引き続き要望していきたいと思っております。これで質問を終わります。